

指名停止業者一覧

令和7年10月15日現在

称号又は名称	住所	指名停止期間	指名停止理由
新明和工業（株） 流体事業部営業本部中部支店	愛知県名古屋市中区大須 1－7－11	令和7年10月16日　～　令和7年12月15日	対象業者が、特定特装車製品の販売価格の引き上げ等について他社と情報交換を行い、販売価格を引き上げる旨を合意するなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為をしていたとして、令和7年9月24日公正取引委員会から違反行為の認定を受けたことによる。
極東開発工業（株）	大阪府大阪市中央区淡路町 2－5－11	令和7年10月16日　～　令和7年12月15日	対象業者が、特定特装車製品の販売価格の引き上げ等について他社と情報交換を行い、販売価格を引き上げる旨を合意するなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為をしていたとして、令和7年9月24日公正取引委員会から違反行為の認定、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。